協働環境委員会　所管事務調査資料
(その２)

令和５年５月

市民環境部

市民課　（Ｐ３）

医療保険課　（Ｐ６）

環境整備課　（Ｐ11）

環境対策課　（Ｐ16）

各支所市民窓口課

協働環境委員会所管分（Ｐ29）

所管事務の概要（市民課）

1　市民課の組織

市民課長 1名 ― 課長補佐 1名
- 戸籍係 12名（会計年度職員6名含む）
  - ※係長は課長補佐兼務
  - ※会計年度職員４名：閉庁日の埋火葬許可担当
- 窓口係 15名（係長１名、会計年度職員７名含む）

計29名

2　所管事務事業の概要

戸籍係

(1) 戸籍に関すること

本庁及び各支所で受理した戸籍届書の審査、戸籍簿への記録、決裁及び戸籍届書副本を国（福岡法務局飯塚支局長）に送付している。

(2) 破産者、成年被後見人、被保佐人及び犯罪人の名簿に関すること

台帳整理及び照会回答を行っている。

(3) 相続税法（昭和25年法律73号）第58条に関すること

死亡届に基づき通知書を作成し、定期的に飯塚税務署長に報告している。

(4) 人口動態調査に関すること

出生、死亡、婚姻、離婚、死産の届出に基づき調査票を作成し、定期的に県（福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所長）に報告している。

(5) 埋火葬の許可に関すること

死亡及び死産届等に基づき埋火葬許可証を発行している。

窓口係

(1) 住民基本台帳に関すること

住民票の写しの交付及び各種届書の受付・審査・記録及び広域住民票の交付に関することを行っている。

(2) 住民基本台帳の閲覧に関すること

閲覧申請を受付け、内容を審査し許可を行い、閲覧を実施している。

(3) 印鑑登録に関すること

印鑑の登録、改印、廃止、原票の保管管理を行っている。

(4) 外国人の在留及び特別永住許可に関すること

特別永住者に関する各種届書の受付・審査・記録を行っている。

(5) 日雇健康保険に関すること

健康保険被保険者手帳の交付、受給資格の確認、受給資格者票の交付、特別療養費受給票に関する事務等を行っている。

(6) 住居表示の窓口業務に関すること

住居表示の設定、変更、証明、表示板の維持管理、旧地番に関する問合せ等の受付及び交付を行っている。

(7) 自動車臨時運行許可に関すること

臨時運行許可番号標の貸出し、管理を行っている。

(8) 主管に属する諸証明に関すること

戸籍謄抄本、戸籍の附票の写し、住民票の写し、記載事項証明、印鑑証明、廃棄証明、不在住証明、不在籍証明などの交付を行っている。

(9) 主管に属する手数料等の収納に関すること

各種証明・住民基本台帳カード・印鑑登録・臨時運行許可手数料、開庁時間延長時の学校給食費、水道料金等の収納を行っている。

(10) 市民課窓口業務の各課の業務調整に関すること

(11) 学齢児童、生徒の学校異動通知に関すること

住所の異動に伴う、学校異動の通知案内を行っている。

(12) 学校給食費納入通知書の再発行に関すること

(13) 給排水の開始、中止及び廃止並びに給水関係者の異動者等諸届の受付に関すること

上下水道の開始・中止・廃止、名義人の変更及び口座振替手続き等を行っている。

(14) 水道料金等納入通知書の再発行に関すること

(15) し尿処理手数料納入通知書の再発行に関すること

(16) 個人番号カードの交付に関すること

(17) コンビニ交付に関すること

(18) 出張所に関すること

(19) 課の庶務に関すること

（年度末現在）

人口・世帯数・処理件数の推移

年度	世帯数			人口			住民基本台帳処理件数					
	住基	外国人	計	住基	外国人	計	転入	転出	転居	出生	死亡	計
令和2年度	61,853	945	62,798	125,465	1,499	126,964	3,589	3,585	2,974	943	1,588	12,679
令和3年度	62,115	825	62,940	124,553	1,392	125,945	3,417	3,552	2,909	908	1,725	12,511
令和4年度	62,405	974	63,379	123,607	1,552	125,159	3,930	3,841	2,950	855	1,883	13,459

年度	戸籍処理件数							
	出生	婚姻	離婚	死亡	転籍	入籍	その他	計
令和2年度	1,343	1,341	367	2,258	645	329	704	6,987
令和3年度	1,332	1,340	397	2,472	604	382	690	7,217
令和4年度	1,218	1,237	407	2,636	624	343	656	7,121

証明発行等通数調べ（無料通数含）

年度	戸籍 謄抄本等	住民票 ・附票等	印鑑証明	臨時 運行許可	計
令和2年度	50,206	78,145	41,660	1,172	171,183
令和3年度	52,635	82,098	38,665	1,254	174,652
令和4年度	53,015	76,858	35,920	1,068	166,861

個人番号カード(マイナンバーカード)関係調べ

年度	申請件数		発行件数 ①	交付済	
	年間件数	人口比		件数 ②	率②/①
令和2年度	21,947 (49,980)	39.0%	17,355 (42,863)	15,723 (40,005)	93.3%
令和3年度	12,963 (62,943)	49.3%	15,167 (58,030)	15,448 (55,453)	95.6%
令和4年度	40,303 (103,246)	81.6%	33,571 (91,601)	30,308 (85,761)	93.6%

※(　)内は前年度からの累計件数

所管事務の概要（医療保険課）

1　医療保険課の組織

医療保険課長　1 名 ―― 課長補佐 1 名（医療給付係長兼務）
- 総務係　9名　（うち会計年度任用職員　2名）
- 医療給付係　7名　（うち会計年度任用職員　1名）
- 年金係　5名　（うち会計年度任用職員　2名）

2　所管事務事業の概要

（1）　国民健康保険事業に関すること。（国民健康保険税の徴収事務を除く）
（2）　後期高齢者医療制度に関すること。
（3）　子ども医療、重度障がい者医療及びひとり親家庭等医療に関すること。
（4）　国民年金に関すること。

3　所管事務事業の詳細

（1）　国民健康保険事業に関すること

①　国民健康保険被保険者の状況

全体		国民健康保険対象				国保世帯加入割合	被保険者加入割合
世帯数	人口	世帯数	被保険者数				
			一般	退職	合計		
世帯	人	世帯	人	人	人	%	%
63,379	125,159	17,105	25,667	0	25,667	27.0	20.5

（全体は令和5年3月末、国民健康保険対象は令和4年度の平均 ）

②　医療費の状況

総医療費			一人当たり医療費		
一般	退職	合計	一般	退職	合計
千円	千円	千円	円	円	円
9,482,000	0	9,482,000	369,424	0	369,424

（令和4年度決算見込額。医療費は保険者負担額から返納金等の特定収入を控除したもの）

③　国保会計の財政状況

年度	歳入合計	歳出合計	差引額	備考
	千円	千円	千円	
令和元	13,612,523	13,473,027	139,496	千円（単年度収支）
令和2	13,301,220	13,209,299	91,921	△47,575 千円（単年度収支）
令和3	13,728,840	13,438,008	290,832	198,911 千円（単年度収支）
令和4	13,929,356	13,936,856	△ 7,500	△298,332 千円（単年度収支）

（令和4年度は決算見込額）

(2) 後期高齢者医療制度に関すること

① 対象者　75歳以上の高齢者、または65歳以上75歳未満の者で一定の障がいのある者 （老人保健制度に代わるもの）

② 運営主体 福岡県後期高齢者医療広域連合（福岡県内全市町村が構成団体）

③ 市町村の事務

ア 資格の取得・喪失・その他各種届出の受付、被保険者証の交付

イ 療養費等に係る支給申請書の受付

ウ 保険料の決定（変更）通知、保険料減免申請書の受付、保険料の徴収

④ 後期高齢者医療被保険者の状況

全　　体	後期高齢者医療対象	被保険者加入割合
人　　口	被保険者数	
人 125,159	人 19,774	% 15.8

（全体は令和5年3月末、後期高齢者医療対象は令和4年度の平均 ）

(3) 子ども医療、重度障がい者医療及びひとり親家庭等医療に関すること

① 福岡県公費医療費支給制度に基づき市町村が実施主体となり、医療保険各法の規定による療養の給付が行われた場合の自己負担分を助成するもの。

ただし、子ども医療の対象者については、福岡県の制度は中学3年生までであるが、本市では入院について18歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大している。

② 支給要件

ア 子ども医療

市内に住所を有する者で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

ただし、生活保護法による保護を受けている者、重度障がい者医療またはひとり親家庭等医療の支給を受けている者を除く。

イ 重度障がい者医療

市内に住所を有する者で、次の障がいがある者

身体障がい者手帳1・2級、IQ35以下、身体障がい者手帳3級かつIQ50以下、精神障がい者保健福祉手帳1級

ただし、生活保護法による保護を受けている者を除く。

ウ ひとり親家庭等医療

市内に住所を有する者で、次の状態である者

母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、父母のない児童、養育者家庭の養育者及び児童

ただし、生活保護法による保護を受けている者を除く。

③ 支給対象者数と支給額の状況

支給対象者数				各医療費支給額			
子ども医療	重度障がい者医療	ひとり親家庭等医療	合計	子ども医療	重度障がい者医療	ひとり親家庭等医療	合計
人	人	人	人	千円	千円	千円	千円
17,721	2,585	3,200	23,506	358,084	316,506	95,706	770,296

（対象者数は令和5年3月31日現在、支給額は令和4年度決算見込み）

(4) 国民年金に関すること

国民年金事務は国の直接執行事務とされているが、国民生活に密着した事務については市区町村の法定受託事務として位置づけられている。各届や申請の受付け及び国民年金法108条に基づく情報提供について日本年金機構福岡広域事務センターに進達する。

① 国民年金被保険者の状況

第1号被保険者数	任意加入被保険者数	合計
人 14,040	人 156	人 14,196

（被保険者数は令和5年2月末日現在）

② 業務内容

ア 資格の取得・喪失届

被保険者の資格の取得・喪失及び種別変更の届出を受理する。

イ 年金請求等

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、未支給年金などの年金請求等を受理する。

年金生活者支援給付金の請求書を受理する。

ウ 免除・若年者猶予・学生納付特例申請

所得が少ないなど保険料を納めることが経済的に困難な場合に、免除などの申請を受理する。又、福岡広域事務センターから送付される申請書に所得の確認をする。（平成31年4月から産前産後免除制度開始）

エ 障害基礎年金現況届（平成31年度から個人番号連携及び返送封筒により受給者が年金機構に直接提出が可能となった）

障害基礎年金受給者の前年所得を把握するためや障害の状態を確認するために、現況届を受理する。

オ その他の届出

住所異動、氏名変更、基礎年金番号通知書再発行などの届出を受理する。

③ 届等の件数

取得・喪失届	年金請求等	免除等申請	障害基礎年金現況届	その他	合計
件 2,209	件 236	件 2,696	件 52	件 1,115	件 6,308

（令和4年度実績）

所管事項の概要（環境整備課）

1　環境整備課の組織

環境整備課長１名

- 環境推進係４名（会計年度職員１名含）
- 環境衛生係４名

2　所管事務事業の概要

環境推進係

(1) 環境基本計画の策定に関すること

令和４年度から10年間を対象期間とした第３次計画を令和４年３月に策定し、3 つの基本目標の達成に向け、「情報発信手段の多様化」、「多様な主体、多様な世代の交流・連携の推進」「環境教育・学習の充実」の施策方針を設定し、「教育・協働・連携の推進」として横断的取り組みを進めている。

(2) 環境基本計画の推進に関すること

環境基本計画に掲げている３つの基本目標及び重点施策に応じた下記事業の実施、連携、推進及び啓発に取り組んでいる。

①環境月間及び環境デーの啓発に関すること
②一斉清掃に関すること
③ごみネット購入補助金に関すること
④ペットボトルキャップリサイクルに関すること
⑤廃油回収事業に関すること
⑥自然環境保全に関すること
⑦地球温暖化対策に関すること
⑧地球温暖化啓発事業に関すること
⑨環境教育推進大会に関すること
⑩環境教育（環境教育副読本）に関すること
⑪環境ワークショップに関すること

(3) 省エネ法に関すること

省エネ法の改正によりエネルギーの削減が義務付けられたことに伴い、全庁的な推進体制のもと、省エネルギーの推進に取り組んでいる。

(4) 環境保全推進基金事業に関すること

環境保全推進基金に係る経理事務と環境基本計画の推進に係る事業への活用を行っている。

(5) 再生可能エネルギーの利用普及に関すること。

地球温暖化対策実行計画【事務事業編】に基づき、公共施設の改修や更新時に再生可能エネルギー設備の導入を推進し、脱炭素施策に取り組んでいる。

(6) 市民団体等の環境美化活動の支援に関すること

市民団体等が実施する清掃活動に対し、ボランティアごみ袋の配付支援、ごみ回収及び搬出方法等の調整を行っている。

(7) リサイクルプラザ工房棟の管理運営に関すること

環境保全に関する情報及び学習・体験の場を市民に提供することにより、循環型社会の確立を図ることを目的としてエコ工房を設置している。平成23年４月１日から指定管理者（株式会社トキワビル商会）が管理運営を行っている。

(8) 環境審議会に関すること

環境基本条例に基づき、環境保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、必要に応じて飯塚市環境審議会を開催している。

環境衛生係

(1) 狂犬病予防及び登録に関すること

狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防集合注射を毎年４月に市内各所で実施している。この業務については、獣医師会等に委託している。

(2) 動物の飼養又は収容の許可等に関すること。

化製場等に関する法律に基づき、県知事が指定する区域内の動物の飼養又は収容の許可を行なっている。

(3) 普通公衆浴場設備改善事業に関すること

市民の保健衛生の維持向上に寄与することを目的として、公衆浴場経営業者が行う設備改善事業に対し、補助金を交付している。

(4) 墓地に関すること

市内各所に点在する市有墓地は223箇所あり、墓地周辺の住環境を損なわないよう、樹木の伐採や草刈などを適宜実施している。

(5) 墓地・納骨堂及び火葬場の経営許可等に関すること

「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、墓地・納骨堂及び火葬場の経営許可等を行なっている。

(6) 斎場に関すること

飯塚市斎場の大規模改修等について、ふくおか県央環境広域施設組合、小竹町と協議し、必要に応じて予算措置等を行なっている。

※飯塚市斎場の管理運営は、平成31年４月１日からふくおか県央環境広域施設組合に移管している。

(7) 公害（騒音・振動など）に関すること

①公害の苦情処理

関係機関と連携を図りながら現地調査を行い、行政指導を行なっている。

②騒音・振動防止対策

工場等の事業活動による騒音・振動、特定建設作業に伴って発生する騒音・振動について、関係法令に基づき行政指導を行なっている。

(8) 公害防止（環境保全）協定に関すること

飯塚市内に設置する工場や事業所の操業に伴う公害の発生の防止、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、事業者の責務、環境関連法令の遵守、事故等の処置及び市の立入調査等について統一した環境保全協定書の締結を行なっている。

(9) 水質浄化対策に関すること

河川等の水質汚濁を防止するため、関係機関と連携し、水質浄化対策についての啓発等を行なっている。

(10) 汚水処理施設に関すること

「うぐいす台団地汚水処理施設」及び「頴田中央東団地汚水処理施設」における事業全般について、企業局との調整を行なっている。

※上記施設における維持管理・使用料の賦課徴収・経営等については、令和４年４月１日から企業局に事務委任している。

(11) スズメバチ駆除費補助金に関すること

スズメバチによる危害を防止するため、巣がある建物若しくは土地を所有し、管理し、又は使用している個人や自治会等が駆除する場合に補助金を交付している。

(12) 資源回収団体奨励補助金に関すること

ごみの減量化・資源化の推進と市民の環境保全に対する意識の高揚と活動の展開を図るため、資源回収団体に対し補助金を交付している。

(13) 自然環境保全対策審議会に関すること

飯塚市自然環境保全条例に基づき、自然環境への悪影響を未然に防止するため、事業者に手続きを取らせ、必要に応じて自然環境保全対策審議会を開催している。

(14) 環境保全・環境衛生の苦情に関すること

飯塚市生活環境の保全に関する条例に基づき、市民が健康で文化的な生活を営むことができる生活環境の確保に資するため、きれいなまちづくりに必要な事項を定め、空き地の適正管理等の申し出に対し、所有者等に適正管理について助言等を行なっている。

【畜犬登録及び狂犬病予防注射実施頭数】 過去3カ年の実績

	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予防注射	集団注射（4月実施）	799	995	960
	個人注射（獣医師委託分）	2,544	2,435	2,496
	個人注射（窓口交付分）	236	215	233
	保健所注射	0	0	0
	合　　計	3,579	3,645	3,689
登録頭数		6,147	6,250	6,393
接 種 率（%）		58.2	58.3	57.7
新規登録（集団注射時）		25	33	34
新規登録（獣医師委託分）		322	316	321
新規登録（窓口交付分）		93	112	127
新規登録（保健所交付分）		0	0	0
新規登録（合　計）		440	461	482

畜犬登録手数料　　3,000円
狂犬病予防注射済票交付手数料　　550円

「狂犬病予防法」（昭和25年8月26日法律第247号）は、生後91日以上の犬の飼主に登録と、年1回の狂犬病予防注射を受けさせることを義務付けており、犬を原簿に登録した際の鑑札の交付と予防注射を行った際の注射済票の交付は市町村の義務とされている。

これに基づき、市では毎年4月に集団注射を行うとともに、県獣医師会嘉飯山分会に所属する獣医師等に鑑札の交付事務、予防注射済票の交付事務を委託している。
県保健福祉環境事務所では、捕獲した犬の飼主が判明しお返しする際、未登録・未注射であった場合には、登録・注射を行った上でお返ししている。

【資源回収団体奨励補助金】 過去3カ年の実績

年　度	紙類(kg)	布類(kg)	空き缶(kg)	空きびん(kg)	菓子類の缶(kg)	回収量合計(kg)	総補助金額(円)
令和2年度	1,639,277.0	32,976.0	50,260.0	15,817.7	0.0	1,738,330.7	13,708,399
令和3年度	1,660,157.0	33,570.0	48,331.7	12,823.8	0.0	1,754,882.5	13,855,584
令和4年度	1,917,574.0	41,520.0	48,651.4	13,185.3	0.0	2,020,930.7	15,981,929

補助金単価

紙類、布類　：　8円/kg

空き缶、空きびん、菓子類の缶　：　5円/kg

【ごみネット等購入費補助金】 過去3カ年実績

年　度	設置個所件数(件)	補助額合計(円)
令和2年度	17	32,200
令和3年度	14	27,700
令和4年度	35	86,300

補助金額　：　購入価格(税込)に3分の2を乗じて得た額

補助限度額　：　ごみ集積所1箇所につき3,000円

所管事項の概要（環境対策課）

1　環境対策課の組織

- 環境対策課長１名
  - 課長補佐１名（総務担当）（総務係長兼務）
    - 総務係　３名（会計年度２名含）
    - 廃棄物対策担当主査　１名
  - 課長補佐１名（業務担当）（環境美化係長兼務）
    - 環境美化係21名（再任用・会計年度17名含）
    - 業務係長１名
      - 業務係７名（再任用・会計年度４名含）
  - 環境ｾﾝﾀｰ所長１名（総務係長兼務）
    - 総務係　１名（会計年度１名）
    - 業務係長１名
      - 業務係　６名（再任用・会計年度４名含）

市民環境部付【ふくおか県央環境広域施設組合派遣】

クリーンセンター

総務担当　　係長１名　　担当１名

リサイクルプラザ

施設係長１名　　リサイクルプラザ３名（再任用２名含）

環境センター

総務係　担当２名（再任用１名含）

施設係長１名　　施設係１名（再任用１名含）

再編建設推進室

次長１名　　課長補佐１名

2　所管事務事業の概要

総務係

(1)　ごみ処理手数料及び収納に関すること。

(2)　クリーンセンター関連施設の管理運営に関すること。

(3)　一般廃棄物（ごみ、ふれあい収集等）収集、運搬に係る計画、調査、調整及び統計に関すること。

(4)　クリーンセンターに係る計画、調査、調整及び統計に関すること。

(5)　一般廃棄物（ごみ）の収集、運搬業の許可に関すること。

(6)　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に関すること。

(7)　特定家庭用機器再商品化法に関すること。

(8)　公害防止対策委員会に関すること。

(9)　各種清掃協議会に関すること。

(10)　課の庶務に関すること。

廃棄物担当

(1)　旧一般廃棄物処理施設に関すること。
(2)　環境保全協議会に関すること。
(3)　一部事務組合に関すること。
(4)　一般廃棄物処理計画に関すること。
(5)　環境施設の再編整備に関すること。
(6)　下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に関すること。
(7)　一般廃棄物(ごみ)の処分業の許可に関すること。

環境美化係

(1)　ごみの収集作業(粗大ごみ、臨時ごみ等)の計画及び実施並びに苦情処理に関すること。
(2)　一般廃棄物の不法投棄及び不適正処理の防止並びに指導に関すること。
(3)　公共施設等の美化及び消毒に関すること。

業務係

(1)　一般廃棄物(ごみ)の収集、運搬及び処分に関すること。
(2)　ごみの収集作業(可燃ごみ、不燃ごみ、ふれあい収集等)の計画及び実施並びに苦情処理に関すること。

環境センター

総務係

(1)　一般廃棄物(し尿等)の収集、運搬及び処分並びに計画に関すること。
(2)　一般廃棄物(し尿等)に係る調査、調整及び統計に関すること。
(3)　一般廃棄物(し尿等)の収集、運搬、処分業の許可に関すること。
(4)　浄化槽清掃業の許可に関すること。
(5)　環境センターの庶務に関すること。

業務係

(1)　し尿収集の計画、実施及び苦情処理に関すること。
(2)　し尿処理手数料の収納に関すること。
(3)　し尿の収集作業の計画及び実施並びに苦情処理に関すること。

※　市民環境部付【ふくおか県央環境広域施設組合派遣】

クリーンセンター総務担当

(1)　クリーンセンター及びリサイクルプラザに関する事務全般
(2)　クリーンセンター及びリサイクルプラザの運転業務委託に関する事務

リサイクルプラザ

(1)　リサイクルプラザの運転業務全般及び施設管理

環境センター総務係

(1)　環境センター及び斎場に関する事務全般
(2)　環境センターの運転業務委託及び斎場の指定管理に関する事務

環境センター施設係

(1)　環境センターの運転業務全般及び施設管理

再編建設推進室

(1)　環境施設等の再編検討及び新施設建設の推進に関する事務
(2)　環境施設等の広域化に関する事務

3　ごみ収集運搬及び処分について

(1)　ごみ収集運搬状況

ごみ収集区分については、市民、事業所から排出されるごみを「可燃ごみ」「不燃ごみ」「空き缶・空きびん」「粗大ごみ」「古紙・古布」「資源プラスチック」「有害ごみ」の７区分に分別し収集しています。

収集形態については、「可燃ごみ」「不燃ごみ」「空き缶・空きびん」は戸別方式又はステーション方式の併用、「古紙・古布」「資源プラスチック」「有害ごみ」は拠点方式、「粗大ごみ」は戸別方式で収集を行っています。

収集業務については、飯塚地区は直営及び委託により、他の地区では全て委託により収集しております。

<table>
<tr><th colspan="4">区　　分</th><th>飯塚地区</th><th>穂波地区</th><th>筑穂地区</th><th>庄内地区</th><th>頴田地区</th></tr>
<tr><td rowspan="10">収
集</td><td rowspan="7">収集回数
収集方式</td><td>可燃ごみ</td><td>週２回</td><td rowspan="3">ステーション方式
戸別方式</td><td rowspan="3">戸別方式</td><td rowspan="3">ステーション方式</td><td rowspan="3">戸別方式</td><td rowspan="3">ステーション方式</td></tr>
<tr><td>不燃ごみ</td><td>月１回</td></tr>
<tr><td>空缶空瓶</td><td>月２回</td></tr>
<tr><td>粗大ごみ</td><td>随　時</td><td colspan="5">戸別方式</td></tr>
<tr><td>古紙古布</td><td>月１回</td><td colspan="5" rowspan="3">拠点方式</td></tr>
<tr><td>資源プラ</td><td>月１回</td></tr>
<tr><td>有害ごみ</td><td>月１回</td></tr>
<tr><td colspan="3">収集体制</td><td>直営・委託</td><td colspan="4">委託</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td colspan="2">土曜・日曜収集</td><td colspan="5">×</td></tr>
<tr><td colspan="2">祝日収集</td><td colspan="5">○</td></tr>
</table>

(2)　ごみ搬入量状況

ごみ搬入は直営及び委託業者 11 社による計画収集での搬入、個人・事業所による自己搬入(一般廃棄物収集運搬業許可業者 11 社による収集含む。)があります。計画収集につきましては、年度当初に各家庭に配布する「ごみカレンダー」や飯塚市のホームページ及び LINE でごみ排出日の周知を行っています。

飯塚市クリーンセンター(飯塚地区)　(単位：kg)

区　　分	可燃ごみ	可燃ごみ 対前年度比	不燃ごみ	空缶空瓶	粗大ごみ	古紙古布	資源プラ	有害ごみ	総搬入量	前年度比 (%)
2020 年度 (令和 2 年度)	21,987,740 (22,272,750)	△0.01% (△0.01%)	1,057,370	565,360	769,300	387,340	203,090	34,820	25,005,020 (25,290,030)	△0.01% (0.79%)
2021 年度 (令和 3 年度)	22,199,670	1.00%	975,650	529,890	817,250	380,290	255,520	49,800	25,208,070	0.8%
2022 年度 (令和 4 年度)	21,623,520	△0.03%	892,130	575,290	791,710	346,120	241,400	45,740	24,515,910	△0.27%

※2020 年度（令和 2 年度）下段（ ）は、大牟田市災害の災害廃棄物を含めた数量

桂苑(穂波地区･筑穂地区)　(単位：kg)

区　分	可燃ごみ	不燃ごみ	空缶空瓶	粗大ごみ	総 搬 入 量	前年度比(%)
2020 年度 (令和 2 年度)	10,412,090	576,010	226,960	256,820	11,471,880	1.9%
2021 年度 (令和 3 年度)	10,443,320	756,740	219,290	228,090	11,647,440	1.5%
2022 年度 (令和 4 年度)	10,113,650	497,500	222,790	236,230	11,070,170	△4.9%

ごみ燃料化センター･リサイクルプラザ(庄内地区･頴田地区)　(単位：kg)

区　分	可燃ごみ	不燃ごみ	空缶空瓶	粗大ごみ	総 搬 入 量	前年度比(%)
2020 年度 (令和 2 年度)	4,163,810	237,360	104,170	91,980	4,597,320	5.1%
2021 年度 (令和 3 年度)	4,022,100	209,430	98,540	100,360	4,430,430	△3.6%
2022 年度 (令和 4 年度)	4,002,840	193,020	100,330	82,540	4,378,730	△1.2%

① 飯塚市クリーンセンター

・清掃工場の処理状況

清掃工場の管理運営は、2018 年（平成 31 年）4 月 1 日より新設されました「ふくおか県央環境広域施設組合」に移管しております。

2022 年度（令和 4 年度）の年間処理量は、27,641t であり、1 日平均処理量は 83.8t となり、1 日処理能力 90t に対し 93.1%の稼動状況であります。

・リサイクルプラザの処理状況

リサイクルプラザは、手選別業務を特定非営利活動法人クリーンネット飯塚協議会に委託し、搬入される粗大ごみ、不燃ごみ、空き缶・空びん及び資源プラスチック等の処理業務を行っております。管理運営は、2018 年（平成 31 年）4 月 1 日より新設されました「ふくおか県央環境広域施設組合」に移管しております。

2022 年度（令和 4 年度）の稼動状況は、粗大ごみ、不燃ごみ 1,825t（1 日平均処理量 10.7t）を処理し、1 日処理能力 18t に対して 59.4%の稼動状況であります。また、空き缶・空きびんは 564t（1 日平均処理量 2.4t）を処理し、1 日処理能力 15t に対して 16.0%の稼動状況であります。資源プラスチックは、241t（1 日平均処理量 0.7t）を処理し、1 日処理能力 2t に対して 35.0%の稼動状況であります。

・埋立処分場の状況

埋立処分場は、2018 年度（平成 31 年度）からは、「ふくおか県央環境広域施設組合」に管理運営を移管しております。埋立処分場の埋立期間が、2020 年度（令和 2 年度）末をもって終了したことに伴い、2021 年度（令和 3 年度）からは埋立を行わず、清掃工場の溶融に伴うセメント固化した飛灰を三池製錬㈱へ全量処理委託しております。

また、2021 年度（令和 3 年度）に覆土処理を行っており、今後当分の間は水質の状況等を調査しながら環境保全管理を行う予定であります。

② 桂　苑

桂苑での 2022 年度（令和 4 年度）の処理状況につきましては、年間 14,665t（可燃）、1,417t（不燃等）のごみを処理しています。年間稼働日数は 227 日（可燃）、142 日（不燃等）で、1 日当りの処理量は 64.6t（可燃）、10.0t（不燃等）となります。1 日当りの処理能力が 74t/16h（可燃）、20t/5h（不燃等）に対し、87.3%（可燃）、50.0%（不燃等）の稼働状況であります。

なお、2023 年度（令和 5 年度）より「ふくおか県央環境広域施設組合」の施設の再編計画に伴い、桂苑で処理していた「穂波・筑穂地区」で委託業者が収集した可燃ごみ」については、飯塚市クリーンセンターで処理を行い、自己搬入可燃ごみ及び不燃等ごみの処理は従来どおり桂苑で行います。

③ ごみ燃料化センター・リサイクルセンター

ごみ燃料化センター・リサイクルセンターでの 2022 年度（令和 4 年度）の処理状況につきましては、年間 8,484t（可燃）、1,060t（不燃等）のごみを処理しています。年間稼働日数は 266 日（可燃）、221 日（不燃等）で、1 日当りの処理量は 31.9t（可燃）、4.8t（不燃等）となります。1 日当りの処理能力が 54t/14h（可燃）、12t/日（不燃等）に対し、59.1%（可燃）、40.0%（不燃等）の稼働状況であります。

なお、ごみ燃料化センターについては、2023 年度（令和 5 年度）より「ふくおか県央環境広域施設組合」の再編計画に伴い施設の廃止を行い、ごみ燃料化センターで処理していた「庄内・頴田地区」の「可燃ごみ」については、飯塚市クリーンセンターで処理を行い、「不燃等ごみ」については従来どおりリサイクルセンターで行います。

一般廃棄物最終処分場の 2022 年度（令和 4 年度）の埋立量は、251 ㎥であります。なお、2022 年度（令和 4 年度）末までの総埋立量は、20,148 ㎥となり、総埋立容量 40,690 ㎥の 49.5%の状況であります。

各施設処理状況　　（単位：t）

区　　分	飯塚市クリーンセンター（飯塚地区）		桂　苑（穂波・筑穂地区）		ごみ燃料化センター・リサイクルセンター（庄内・頴田地区）	
	処理量(t)	前年度比	処理量(t)	前年度比(%)	処理量(t)	前年度比(%)
2020年度（令和2年度）	28,373（28,658）	1.9%（2.9%）	16,102	5.5%	9,067	△1.2%
2021年度（令和3年度）	27,559	△2.9%	15,693	△2.5%	9,946	9.7%
2022年度（令和4年度）	27,641	0.3%	16,081	2.5%	9,544	△4.0%

※飯塚市クリーンセンターの2020年度（令和2年度）下段（ ）は、大牟田市災害の災害廃棄物を含めた数量

(3)　処理施設概要について

飯塚市クリーンセンター(飯塚地区)

施設名	所在地	施設の状況				処理方式又は構造	処理能力又は容量	建設年 / 稼動年
		敷地面積	建物面積	構造	付帯施設			
清掃工場	飯塚市吉北118-2	83,000㎡	4,772㎡	鉄骨造 鉄骨鉄筋コンクリート他 5階建	ストックヤード 洗車場 計量棟	直接溶融方式	90t/24h×2炉	1998年（平成10年）3月
								1998年（平成10年）4月
リサイクルプラザ			3,069㎡	鉄骨造 鉄骨鉄筋コンクリート他 2階建	管理棟 保管棟 車庫棟 エコ工房	粗大ごみ処理	18t/5h	1998年（平成10年）3月
						資源プラ処理	2t/5h	
						空き缶・空きびん処理	15t/5h	1998年（平成10年）4月
埋立処分場			－	コンクリート 2重シート	浸出水調整槽	管理型	26,800㎥	1998年（平成10年）8月～2021年（令和3年）3月

※埋立処分場は、2020年度（令和2年度）末で閉鎖

桂苑(穂波地区・筑穂地区)

施　設　名	所 在 地	施　設　の　状　況				処理方式又は構造	処理能力又は容量	稼 動 年
		敷地面積	建物面積	構　　造	付帯施設			
桂　苑 (可燃ごみ) (不燃ごみ) (空缶空瓶) (粗大ごみ)	桂川町大字 九郎丸 275 番地 21	26,764 ㎡	1,865.26 ㎡	鉄骨造 鉄筋コンクリート造 地下 1 階 地上 5 階建	ストックヤード 洗車場 計量棟 車庫棟等	流動床方式 (焼却施設)	74t/日 (37t/16h×2 炉)	1994 年 (平成 6 年) 4 月
						回転式破砕 (粗大ごみ処理施設)	20t/日 (20t/5h×1 基)	

※2023 年度（令和 5 年度）より可燃ごみは自己搬入のみ

ごみ燃料化センター・リサイクルプラザ(庄内地区・頴田地区)

施　設　名	所 在 地	施　設　の　状　況				処理方式又は構造	処理能力又は容量	稼 動 年
		敷地面積	建物面積	構　　造	付帯施設			
ごみ燃料化センター (可燃ごみ)	嘉麻市岩崎 124 番地	8,883 ㎡	2,287 ㎡	鉄骨造 鉄骨鉄筋コンクリート他 5 階建	ストックヤード 洗車場 計量棟	ごみ燃料化施設	54t/14h×1 基	2002 年 (平成 14 年)8 月 ～ 2023 年 (令和 5 年) 3 月
リサイクルセンター (不燃ごみ) (空缶空瓶) (粗大ごみ)	飯塚市入水 757 番地 1	65,620 ㎡	1,965 ㎡	鉄筋コンクリート及び鉄骨 ALC 造り	ストックヤード 洗車場 車庫棟 計量棟等	破袋+危険物除去+鉄選別+ｶﾚｯﾄ手選別+アルミ選別(資源ごみ)	2t/日	1999 年 (平成 11 年) 4 月
						粗破砕+回転破砕+鉄選別+粒度選別+アルミ選別(不燃・粗大ごみ)	10t/日	
最終処分場	飯塚市入水 757 番地 1	8,180 ㎡ (埋立面積)	－	2 重シート	浸出水調整池	管理型	40,690 ㎥	1999 年 (平成 11 年) 4 月

※　ごみ燃料化センターは、2022 年度（令和 4 年度）末で廃止

(4)　ごみ専用指定袋等

ごみ専用指定袋及び粗大ごみシールについては、家庭系指定袋 9 種類、事業系指定袋 4 種類及び粗大ごみ指定シールを 2023 年（令和 5 年）3 月末現在、市内 183 店舗で販売を行っております。

また、各店舗への指定袋等の販売事務を「飯塚市シルバー人材センター」及び「飯塚市商工会」で行っております。

なお、ごみ専用指定袋の販売価格を 2022 年度（令和 4 年度）から引き下げを行っております。

種類			寸法、容量 縦×横×厚み	販売価格(税込)		差額 (税込)	色	備考
				R3.3.31 まで	R4.4.1 から			
家庭系	可燃ごみ袋	(大)	800 ㎜×650 ㎜×0.04 ㎜、 45ℓ	770 円/10 枚	550 円/10 枚	△220 円	黄色	形態：ロール式ガゼット袋上下グリップ付
		(中)	800 ㎜×500 ㎜×0.035 ㎜、30ℓ	440 円/10 枚	330 円/10 枚	△110 円		
		(小)	545 ㎜×450 ㎜×0.03 ㎜、 15ℓ	220 円/10 枚	165 円/10 枚	△55 円		
	かん・びん袋	(大)	800 ㎜×650 ㎜×0.04 ㎜、 45ℓ	770 円/10 枚	550 円/10 枚	△220 円	水色	
		(中)	800 ㎜×500 ㎜×0.035 ㎜、30ℓ	440 円/10 枚	330 円/10 枚	△110 円		
		(小)	545 ㎜×450 ㎜×0.03 ㎜、 15ℓ	220 円/10 枚	165 円/10 枚	△55 円		
	不燃ごみ袋	(大)	800 ㎜×650 ㎜×0.04 ㎜、 45ℓ	770 円/10 枚	550 円/10 枚	△220 円	緑色	
		(中)	800 ㎜×500 ㎜×0.035 ㎜、30ℓ	440 円/10 枚	330 円/10 枚	△110 円		
		(小)	545 ㎜×450 ㎜×0.03 ㎜、 15ℓ	220 円/10 枚	165 円/10 枚	△55 円		
	粗大ごみ指定シール		75 ㎜×1,600 ㎜	275 円/ 1 枚	275 円/ 1 枚	―		1 枚、2 枚、4 枚の区分で使用
事業系	可燃ごみ袋	(大)	800 ㎜×650 ㎜×0.04 ㎜、 45ℓ	1,100 円/10 枚	770 円/10 枚	△330 円	透明	形態：ロール式ガゼット袋上下グリップ付
		(中)	800 ㎜×500 ㎜×0.035 ㎜、30ℓ	660 円/10 枚	495 円/10 枚	△165 円		
	かん・びん袋	(大)	800 ㎜×650 ㎜×0.04 ㎜、 45ℓ	1,100 円/10 枚	770 円/10 枚	△330 円	水色	
	不燃ごみ袋	(大)	800 ㎜×650 ㎜×0.04 ㎜、 45ℓ	1,100 円/10 枚	770 円/10 枚	△330 円	オレンジ	

4　不法投棄防止対策について

市内における不法投棄に対しましては、飯塚地区は直営、各支所地区は委託により「環境パトロール」を行い、不法投棄及び散乱ごみに対する原因者発見及び指導等を警察組織との連携により実施しています。また、不法投棄多発箇所には、禁止が標記されている看板を設置するなど誘発防止に努めています。

不法投棄件数

地　　区	年　　度	件　　数	前年度比較(件)	前年度比(%)
飯 塚 地 区	2020 年度 (令和 2 年度)	1,084 件	―	―
	2021 年度 (令和 3 年度)	789 件	△295 件	△27.2%
	2022 年度 (令和 4 年度)	626 件	△163 件	△20.7%
地　　区	年　　度	件　　数	前年度比較(件)	前年度比(%)
穂 波・筑 穂 地 区	2020 年度 (令和 2 年度)	2,847 件	―	―
	2021 年度 (令和 3 年度)	2,192 件	△655 件	△23.0%
	2022 年度 (令和 4 年度)	2,010 件	△182 件	△8.3%
地　　区	年　　度	件　　数	前年度比較(件)	前年度比(%)
庄 内・頴 田 地 区	2020 年度 (令和 2 年度)	2,396 件	―	―
	2021 年度 (令和 3 年度)	1,984 件	△412 件	△17.2%
	2022 年度 (令和 4 年度)	1,705 件	△279 件	△14.1%

5　ごみ集積器具設置補助金制度について

犬・猫・カラス等によるごみ散乱を防止、清潔な環境を確保することを目的に、市民におけるごみ集積器具の設置に対し 4 万 5 千円を限度に設置費の 3 分の 2 を補助する「ごみ集積器具設置補助」制度を実施しています。なお、2009 年度（平成 21 年度）より申請の要件を「10 世帯以上」から「5 世帯以上」に緩和しています。

ごみ集積器具補助設置基数　　（単位：円）

区　　分	補助基数	補助金額	1 基当り平均金額	備　　考
2020 年度 (令和 2 年度)	10 基	401,000	40,100	
2021 年度 (令和 3 年度)	17 基	625,000	36,800	
2022 年度 (令和 4 年度)	17 基	635,000	37,400	

6　ふれあい収集について

高齢及び障がい等により家庭から排出するごみを自らごみ集積所へ持ち出すことが困難な世帯に対し、市が戸別にごみを収集及び安否確認の声掛けを行うことにより、高齢者等の身体的な負担の軽減及び在宅生活の支援を目的として実施しており、2023 年（令和 5 年）3 月末現在、295 世帯の支援を行っております。

収集世帯数

区　　分	申請件数	廃止件数	収集世帯数
2020 年度 (令和 2 年度)	90 件	82 件	248 世帯
2021 年度 (令和 3 年度)	112 件	107 件	253 世帯
2022 年度 (令和 4 年度)	108 件	66 件	295 世帯

7　し尿、浄化槽汚泥の搬入状況及び処理について

(1)　飯塚市環境センター

①　し尿、浄化槽汚泥の搬入状況

2022 年度（令和 4 年度）に環境センターへし尿を搬入した世帯は、それぞれ月平均で 9,475 世帯、収集人口は 16,314 人となっております。し尿搬入量は年間 24,441kl、浄化槽汚泥の搬入量は年間 12,056kl で総搬入量は 36,497kl となっています。

②　し尿、浄化槽汚泥の処理状況

し尿、浄化槽汚泥の処理能力は最大年間 39,420kl（日処理量 108kl/日）となっております。また、搬入できる地域は飯塚地区のみで、直営と許可業者の収集車両 15 台で実施しております。搬入したし尿、浄化槽汚泥の処理は規制基準を順守し適正処理を行っております。なお、過去 3 年間の搬入状況は、次のとおりです。

③　し尿・浄化汚泥の過去搬入状況（飯塚地区）　（単位：kl）

区　　分	し尿搬入量		浄化汚泥搬入量		総搬入量	総搬入量 (前年度比)
	直営	許可業者	直営	許可業者		
2020 年度 (令和 2 年度)	4,902	20,983	―	11,900	37,785	△0.5%
2021 年度 (令和 3 年度)	4,834	20,526	―	11,840	37,200	△1.5%
2022 年度 (令和 4 年度)	4,642	19,799	―	12,056	36,497	△1.9%

(2)　穂波苑（穂波・筑穂地区）

穂波苑での 2022 年度（令和 4 年度）の処理状況につきましては、年間 59,210.51kl のし尿等を処理しています。年間稼動日数は 365 日ですので、1 日当りの処理量は 162.2kl となります。1 日当りの処理能力が 152kl に対し、106.7%の稼動状況であります。

（単位：kl）

区　　分	施設全体の処理量（飯塚市・桂川町）	飯塚市（穂波地区・筑穂地区）からの搬入量			
		し尿	浄化槽汚泥	計	前年度比(%)
2020 年度（令和 2 年度）	59,905.16	22,867.78	22,195.60	45,063.38	2.1%
2021 年度（令和 3 年度）	59,072.48	22,151.51	22,029.75	44,181.26	△2.0%
2022 年度（令和 4 年度）	59,210.51	21,606.80	22,684.08	44,290.88	0.2%

(3)　汚泥再生処理センター（庄内・頴田地区）

汚泥再生処理センターでの 2022 年度（令和 4 年度）の処理状況につきましては、年間 51,318.86k l のし尿等を処理しています。年間稼動日数は 365 日ですので、1 日当りの処理量は 140.6 kl となります。1 日当りの処理能力が 146k l に対し、96.3%の稼動状況であります。

（単位：kl）

区　　分	施設全体の処理量（飯塚市・嘉麻市・小竹町）	飯塚市(庄内地区・頴田地区)からの搬入量			
		し尿	浄化槽汚泥	計	前年度比(%)
2020 年度（令和 2 年度）	51,885.38	14,652.16	8,001.40	22,653.56	0.7%
2021 年度（令和 3 年度）	52,050.67	14,442.55	8,265.25	22,707.80	0.2%
2022 年度（令和 4 年度）	51,318.86	14,075.01	8,613.81	22,688.82	△0.1%

8　施設棟概要について

(1)　飯塚市環境センター（飯塚地区）

施設名	所在地	敷地面積	建物面積	構　　造	付帯施設	処理方法	処理量	稼働年
飯塚市 環境センター	飯塚市目尾 451 番地 1	7,580 ㎡	1,198 ㎡	鉄骨鉄筋 コンクリート 2 階建	管理棟等	高負荷脱窒素 処理＋高度処理	108kl/日 （し尿 80kl/日） （浄化汚泥 28kl/日）	1996 年 （平成 8 年）3 月

※施設延命化のため 2012 年度（平成 24 年度）から 2016 年度（平成 28 年度）及び 2020 年度（令和 2 年度）から 2022 年度（令和 4 年度）に機械設備の更新を実施しております。

(2)　穂波苑（穂波・筑穂地区）

施設名	所在地	施　設　の　状　況				処理方式	処理能力	稼 動 年
		敷地面積	建物面積	構　　造	付帯施設			
穂波苑	飯塚市楽市 728 番地 1	13,087.86 ㎡	5,077.08 ㎡	鉄筋 コンクリート 地下 1 階・ 地上 4 階造り	管理棟等	高負荷膜分離脱窒素処理＋高度処理	152kl/日 （し尿　98kl/日） （浄化槽 54kl/日）	2003 年 （平成 15 年）4 月

(3)　汚泥再生処理センター（庄内・頴田地区）

施設名	所在地	施　設　の　状　況				処理方式	処理能力	稼 動 年
		敷地面積	建物面積	構　　造	付帯施設			
汚泥再生処理センター	嘉麻市山野 135 番地 10	24,276.00 ㎡	4,571.89 ㎡	鉄骨鉄筋 コンクリート 2 階建	管理棟 車庫棟 洗車場	膜分離高負荷脱窒素処理＋高度処理	146kl/日 （し尿 107kl/日） （浄化槽 39kl/日）	2006 年 （平成 18 年）6 月

一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽清掃業許可業者名

ごみ収集運搬業		し尿収集運搬業		浄化槽汚泥収集運搬業		浄化槽清掃業	
地区 管内名	許可業者名	地区 管内名	許可業者名	地区 管内名	許可業者名	地区 管内名	許可業者名
飯塚市管内	㈲石井産業 ㈲森永産業 ㈲ｲﾌﾞｷｱﾒﾆﾃｨｻｰﾋﾞｽ ㈲ファミリーエムケイ ㈲日本ダストサービス ㈲井原商会 ㈲藤本組 ㈲筑穂衛生 ㈱瀧本衛生 ㈲庄内衛生舎 ㈲かいた環境開発工業	飯塚地区	綜合開発企業組合 ㈲深田環境衛生 ㈱飯塚環境サービス 新栄工業	飯塚地区	綜合開発企業組合 ㈲深田環境衛生 ㈱飯塚環境サービス 新栄工業	飯塚市 全域	綜合開発企業組合 ㈲深田環境衛生 ㈱飯塚環境サービス 新栄工業 ㈱ほなみ環境衛生工業 ㈲矢次衛生 ㈲光根清掃社 ㈲諫山環境開発 ㈲庄内衛生舎 ㈲かいた環境開発工業
		穂波地区	綜合開発企業組合 ㈱飯塚環境サービス ㈲ほなみ環境衛生工業 ㈲光根清掃社 ㈲矢次衛生 ㈲諫山環境開発	穂波・筑穂 地区	綜合開発企業組合 ㈱飯塚環境サービス ㈱ほなみ環境衛生工業 ㈲光根清掃社 ㈲矢次衛生 ㈲諫山環境開発		
		筑穂地区	綜合開発企業組合 ㈲諫山環境開発				
		庄内地区	㈲深田環境衛生 ㈲庄内衛生舎	庄内・頴田 地区	㈲深田環境衛生 ㈲庄内衛生舎 ㈲かいた環境開発工業		
		頴田地区	㈲かいた環境開発工業				
計	11 業者	計	10 業者	計	10 業者	計	10 業者

所管事務の概要（各支所市民窓口課）

1．穂波、筑穂、庄内、頴田支所　市民窓口課の組織
（総務委員会、福祉文教委員会所管事務担当を含む。）

○穂波支所　市民窓口課

課長１名 ― 課長補佐１名（兼保健福祉係長）
- 市民環境係 17 名（うち再任用職員４名、会計年度職員６名含む）
- 保健福祉係９名（うち再任用職員３名、会計年度職員２名含む）

○筑穂支所・庄内支所・頴田支所　市民窓口課

課長１名 ― 課長補佐１名（兼市民窓口係長） ― 市民窓口係
- ・筑穂支所 10 名（うち再任用職員３名、会計年度職員１名）
- ・庄内支所 10 名（うち再任用職員２名、会計年度職員２名）
- ・頴田支所７名（うち再任用職員１名、会計年度職員１名）

2．所管事務事業の概要

市民環境係（穂波支所）・市民窓口係（筑穂支所・庄内支所・頴田支所）

(1) 戸籍に関すること。
(2) 住民基本台帳に関すること。
(3) 印鑑登録に関すること。
(4) 外国人の在留及び特別永住許可に関すること。
(5) 自動車臨時運行許可に関すること。
(6) 主管に属する諸証明に関すること。
(7) 埋火葬の許可に関すること。
(8) 住居表示の窓口業務に関すること。
(9) 住所異動等に伴う各種届出の受付事務及びその他関係各課への届出の取次ぎに関すること。
(10) 使用料及び手数料等の納付書再発行に関すること。
(11) 所管区域内における環境保全・環境衛生の啓発及び推進並びに軽易な苦情処理等に関すること。
(12) 所管区域内における一般廃棄物の不法投棄及び不適正処理の防止並びに指導に関すること。
(13) 市民からの各種相談（関係各課への取次ぎを含む。）に関すること。
(14) 環境保全施策に係る各種補助制度の受付に関すること。
(15) ごみ袋に関すること。
(16) 狂犬病予防及び犬の登録に関すること。
(17) 改葬許可に関すること。
(18) 個人番号カードの交付に関すること。
(19) 所管区域内のコミュニティバス等に関すること。
(20) 国民健康保険に関すること。

(21) 子ども医療、重度障がい者医療及びひとり親家庭等医療に関すること。
(22) 後期高齢者医療に関すること。
(23) 国民年金資格得喪の進達に関すること。
(24) 国民年金裁定請求及び進達事務に関すること。
(25) その他国民年金に関すること。
(26) その他所管に係る届出等の受理及び軽易な相談等の処理に関すること。